

「 児童手当 所得制限限度額・所得上限限度額表 」

扶養親族等の人数	所得制限限度額(万円)	所得上限限度額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1010
5人	812	1048



所得上限限度額以上の方は  
児童手当・特例給付が支給  
されません。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持していたものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。